

一般社団法人 日本医療・病院管理学会

評議員各位

理事・監事各位

平素より、日本医療・病院管理学会の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、数多くの集会等の開催が中止・延期されております。

本学会におきましては、既にご案内のように3月16日に、2020年度第1回社員総会の開催を予定しておりました。

しかし、大規模な集会の自粛要請などもあり、開催の是非を役員の見解を聞きながら検討した結果、2020年度第1回社員総会の開催を延期することとしました。

ご予約をいただいていた先生方には、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどお願い申し上げます。

今回の社員総会延期に伴い、

今後の予定については以下のようなスケジュールを考えているところです。

1. 2020年3月16日の社員総会を延期する

定款第18条には、「定時社員総会は、毎事業年度の終了の日の翌日から3月以内に開催する。

ただし、特段の事情がある場合、予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。」と定められており、今回はこの「ただし・・・」以降の部分を利用します。

2. 感染拡大の様子を見ながら日程調整をおこない、延期した社員総会の開催案内を3月から4月に案内をする

3. 感染拡大により前項(2.)の日程調整の目処が立たない場合には、定款23条の「書面による議決権行使」を前提として、出席できる社員だけで社員総会を6月頃に開催する。

なお、本年は役員改選期となります。

新理事長予定の寺崎先生とご相談しながら、延期した理事会まで間をつなぎたいと思っています。

参考までに、定款18条と定款23条を下記に引用しておきます。

第18条 定時社員総会は、毎事業年度の終了の日の翌日から3月以内に開催する。

ただし、特段の事情がある場合、予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは、その電磁的記録をもって議決権を行使し又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

一般社団法人 日本医療・病院管理学会
理事長 笥 淳夫